別表第二（運輸支局の管轄区域の特例）（第百二十一条第二項関係）

事務	運輸支局	区域
一　第百二十五条第二項第三十三号、第三十五号及び第三十八号から第四十二号まで（第三十三号にあっては安全上の審査等に関するものに、第四十号にあっては監査に関するものに限る。）、第百二十七条第二項第一号から第三号まで及び第七号から第二十号まで並びに第百二十八条第二項各号に掲げる事務であって、法令に基づき運輸支局長の権限に属させられたもの（当該法令に基づく申請、届出その他の行為に係る書類の接受を除く。）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
三　第百二十五条第二項第三十三号、第三十五号及び第三十八号から第四十二号まで（第三十三号にあっては安全上の審査等に関するものに、第三十九号及び第四十号にあっては監査に関するもの	（略）	（略）

別表第二（運輸支局の管轄区域の特例）（第百二十一条第二項関係）

事務	運輸支局	区域
一　第百二十五条第二項第三十三号、第三十五号及び第三十八号から第四十二号まで（第三十三号にあっては安全上の審査等に関するものに、第四十号にあっては監査に関するものに限る。）、第百二十七条第二項第一号から第三号まで及び第七号から第十九号まで並びに第百二十八条第二項各号に掲げる事務であって、法令に基づき運輸支局長の権限に属させられたもの（当該法令に基づく申請、届出その他の行為に係る書類の接受を除く。）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
三　第百二十五条第二項第三十三号、第三十五号及び第三十八号から第四十二号まで（第三十三号にあっては安全上の審査等に関するものに、第三十九号及び第四十号にあっては監査に関するもの	（略）	（略）